○農林水産省告示第四百五十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年二月八日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　愛媛県喜多郡内子町五百木八四の一

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び内子町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四百五十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年二月八日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　愛媛県伊予市双海町上灘字戎山丁一七の三、字日ノ地山丁二〇の一、丁二〇の四

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字戎山丁一七の三・字日ノ地山丁二〇の一・丁二〇の四（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び伊予市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四百五十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年二月八日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　愛媛県東温市河之内字平畑甲三一八二の一、甲三一八三、甲三一八四の二、甲三一八四の四、甲三一八五、甲三一八八の二、甲三一八九の二、字アンゾ乙一六七〇の一四三、乙一六七〇の一四六、乙一六七〇の一四七

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字平畑甲三一八二の一・甲三一八三・甲三一八四の二・甲三一八四の四・字アンゾ乙一六七〇の一四三・乙一六七〇の一四七（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び東温市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四百五十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年二月八日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　愛媛県伊予郡砥部町総津一六二七、一六二八

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

総津一六二七・一六二八（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び砥部町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四百五十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年二月八日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　愛媛県西予市城川町田穂九九九、一〇二三、一〇二四

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び西予市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四百五十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年二月八日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　愛媛県松山市泊町甲四六二の一・甲四六二の二三・甲四六二の二〇九（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び松山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四百六十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年二月八日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　愛媛県喜多郡内子町大瀬中央四八〇一、四八〇六、四八〇八、四八一〇、四八一一

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

大瀬中央四八〇一・四八〇六・四八一一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び内子町役場に備え置いて縦覧に供する。）